



2024年1月12日

各 位

会 社 名 クオンタムソリューションズ株式会社  
代 表 者 名 代表取締役社長 マーク ピンク  
(コード番号 2338 東証スタンダード)  
問 合 せ 先 経営企画室 富田 剛司  
T E L 03-6910-0571 (代表)

## (開示事項の経過) 当社が取り扱う NVIDIA 製 GPU 搭載サーバーの販売に関するお知らせ

当社が2023年10月12日付で公表いたしました「当社が取り扱う NVIDIA 製 GPU 搭載サーバーの販売に関するお知らせ」にて、エンドユーザーとの NVIDIA 製 GPU 搭載サーバーの販売（本販売契約に係る売上高は約1,680百万円）契約を締結していたとお知らせしておりました内容につきまして、エンドユーザーとの間で、販売契約の主要な条件は口頭での合意形成がなされて確定しているものの、納品日はまだ未確定であり、かつ、エンドユーザーからの申し出により契約書の調印を延期しておりますので、お知らせいたします。

### 1. 経緯

2023年10月12日の公表段階ではエンドユーザーとは、契約条件等につき口頭では合意に至っておりましたが、その時点では契約書にエンドユーザーからの調印がなされておらず、その後、2023年10月下旬に、エンドユーザーより、年度予算の関係から販売契約書の調印は来年2024年1月としたいとの申し出があり、後日、契約書に調印するとの説明がありました。本日2024年1月12日時点でもエンドユーザーから販売契約書に調印をいただけておらず、また、納品日についても、エンドユーザーとの間で個別契約を締結できていないために確定しておりません。ただし、当社では、2023年10月12日に取締役会を開催した段階で、エンドユーザーから契約書に調印がなされていなかったことから、「契約は成立しておらず、商品の仕入や販売には応じないとされるリスク」が考えられるところ、エンドユーザーとは今後、継続的に取引ができるように交渉を進めていること、GPUサーバーの市場の供給状況、今回の取引が当社の売上・利益に大きく利することを勘案し、この取引の評価を共有のうえ、販売契約締結について承認をしております。

また、当社では、2023年10月12日に決議及び公表した販売契約につきまして、同日時点で契約書に当社とエンドユーザーの両社の調印がないために書面としての締結はされていないと考えておりますが、以下の4つの点から、2023年10月12日時点でエンドユーザーとの販売契約は成立したと考えております。

- ①10月12日時点で当社とエンドユーザーの両者間で口頭ベースでは合意形成ができていたこと。
- ②10月12日当日に当社の営業担当執行役員が販売先の部長級に対して口頭で確認していたこと。
- ③当社では販売先に対して直接メールによる確認を行っていないものの、その代わりに10月11日付で当社に代わって販売代理店契約締結先の日本法人の代表者が販売先の担当者に対してメールを通じて確認していたこと。
- ④12月19日に当社の管理部門執行役員が改めて販売先の責任者と面談を実施して確認していたこと。

前述の①②③④を勘案いたしまして、本来であれば、10月12日時点で両者調印の契約書を取り交わすことで初めて書面としての契約が成立すると考えておりますが、現況のGPUサーバーの市場の需給関係のなかで、は例外的な契約成立と考えてよいと当社は判断いたしました。

そして、エンドユーザーからの申し出に伴い、両社間で協議を重ねた結果、2023年12月10日付にてエンドユーザーから当社商品仕入れ先に宛てた、エンドユーザーが当社商品仕入れ先に対して商品の安全供給を依頼する書面を当社の営業担当執行役員がエンドユーザーの担当者より12月10日の週前半に受領いたしました。

2023年10月12日の公表時点では、両社間で契約条件等の口頭での合意形成がなされており、エンドユーザーからの商品の安全供給を依頼する書面に商品台数、販売開始時期の記載があり、GPUサーバーの在庫が世界的に払底している現状を鑑み、エンドユーザーの担当者から当社仕入先責任者へ商品の先行確保を要請される内容となっております。なお、本日2024年1月12日時点で、エンドユーザーによる契約書への調印の日は確定しておりませんが、2024年1月にエンドユーザーによって契約書への調印がなされる予定となっております。当社として契約締結を前提とした取引の実態としては、公表時点と状況の変更はないため、エンドユーザーから契約書調印延期の申し出があった2023年10月下旬、及び、エンドユーザーから当社商品仕入れ先に宛てた商品の安全供給を依頼する書面をエンドユーザーの担当者から当社の営業担当執行役員が、受領した12月10日週前半のそれぞれの時点でこの事実の開示は行っておりません。

## 2. 売上について

今後調印がなされる予定の販売契約に基づく販売先からの入金時期は、2024年3月末を予定しております。そして、本販売取引（本販売取引に係る売上高は約1,680百万円）に係る売上計上基準は、納品検収ベースですが、当社では、エンドユーザーに対して、複数回にわたり、2月までの納品検収ができることの確認を取っていることから、当該販売に係る売上計上時期は当期（2024年2月期）であると考えております。

そのため、2023年10月13日に公表しております「業績予想の修正に関するお知らせ」の業績予想数値への影響はありません。また、当該販売に係る売上計上時期を当期（2024年2月期）としていることにつきましては、会計監査人の了解を得ております。

なお、納品（予定）日は契約書の条項に従って当事者間で協議しており、2023年10月12日の時点では具体的な日付は未確定であり、また、本日1月12日時点においても両社にて協議中であり確定しておりません。

## 3. 今後の見通し

エンドユーザーによって販売契約書に調印がなされましたら、また、エンドユーザーとの協議の結果、納品（予定）日が確定しましたら、それぞれ速やかにお知らせいたします。また、2023年10月13日に公表いたしました「業績予想の修正に関するお知らせ」に影響の大きい本販売取引については、細心の注意を払って対応をいたします。

以 上